

学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

専門家と学校寮調査及び衛生指導を実施中(8/12~8/24)

- 県内の学校寮の調査結果を踏まえ、各々の対策を行う主体等を明確化
- 寮内で業務を行う業者や、寮に出入りする外部関係者についても規定
- 疑似感染者、感染者発生の際の具体的な対応手順を明確化

【作成中のガイドライン(案)……専門家チームに確認中】

<舎監、寄宿指導員、給食調理員等寮務職員等による感染予防対策について>

- 寮務職員は、出勤前に体温を測定し、発熱や咳、咽頭痛等症状がある場合は、自宅待機
- 寮務職員は、寮内では寮生と同様に手洗い、咳エチケット、マスク着用

<委託業者等外部関係者の感染予防対策について>

- 校長は、寮に出入りする外部関係者について、感染予防対策の徹底及び体調不良者への寮内立入り自粛等を要請

<食堂、風呂、洗面所、トレーニング室等の共有スペース>

- 定期的に十分な換気(換気扇、吸込口及び吸出口を意識して寮生の三密回避)
- 校長は、食堂等入室人数を設定するなど工夫

<寮生に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応について>

- 寮務職員は、寮生に対し、発熱、咳、咽頭痛等につき報告するよう指導。症状を確認した場合、寮生を個室・休養室等他の寮生と分けた別室で隔離
- 管理職員は、ただちに発熱・帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従う